

# 人事行政の運営等の状況を公表します（令和7年度版）

習志野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、職員の任用、給与状況、勤務条件等、人事行政の運営等の状況について公表します。

## 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1)職員採用の状況(正規職員)

令和7年4月1日現在	令和6年度
51人	64人

(注)任期付職員含む

(注)千葉県教職員からの転入24人を含まず

### (2)退職者の状況(正規職員)

(令和6年度)

60歳 退職	定年 退職	勧奨 退職	死亡 退職	普通 退職	任期 満了	合計
8人	11人	9人	1人	20人	3人	52人

(注)千葉県教職員への転出13人を含まず

### (3)-1 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減要因
		令和7年	令和6年		
普通会計部門	議会	10	10	0	
	総務企画	174	168	6	システム標準化や機構改革、国勢調査への対応による増
	税務	55	56	△ 1	任期付職員の任期満了による減
	民生	248	259	△ 11	保育所私立化による減
	衛生	101	96	5	欠員補充、機構改革による増
	労働	0	0	0	
	農林水産	5	5	0	
	商工	10	9	1	配置職員を再任用短時間から正規職員に変更したことによる増
	土木	114	116	△ 2	配置職員を正規職員から再任用短時間に変更したことによる減
	小計	717	719	△ 2	
	教育部門	369	357	12	公立こども園開設による増
	消防部門	215	220	△ 5	欠員による減
会計企業部門等	小計	1,301	1,296	5	
	水道	29	30	△ 1	欠員による減
	下水道	30	30	0	
	その他	109	109	0	
合計	小計	168	169	△ 1	
	事務	1,469	1,465	4	
	医療・福祉	【1,927】	【1,927】	【0】	<参考> 人口1万人当たり職員数 83.9人

(注) ・職員数は、教育長を除く一般職に属する職員数、第2号会計年度任用職員は含まない。

・【 】内は、条例定数の合計

・令和7年3月31日時点住民基本台帳人口175,009人

### (3)-2 第2号会計年度任用職員数の状況（令和7年4月1日現在）

事務	28
医療・福祉	22
保育	106
技労	18
教育	2
合計	176

(4)一般行政職の級別職員数の状況

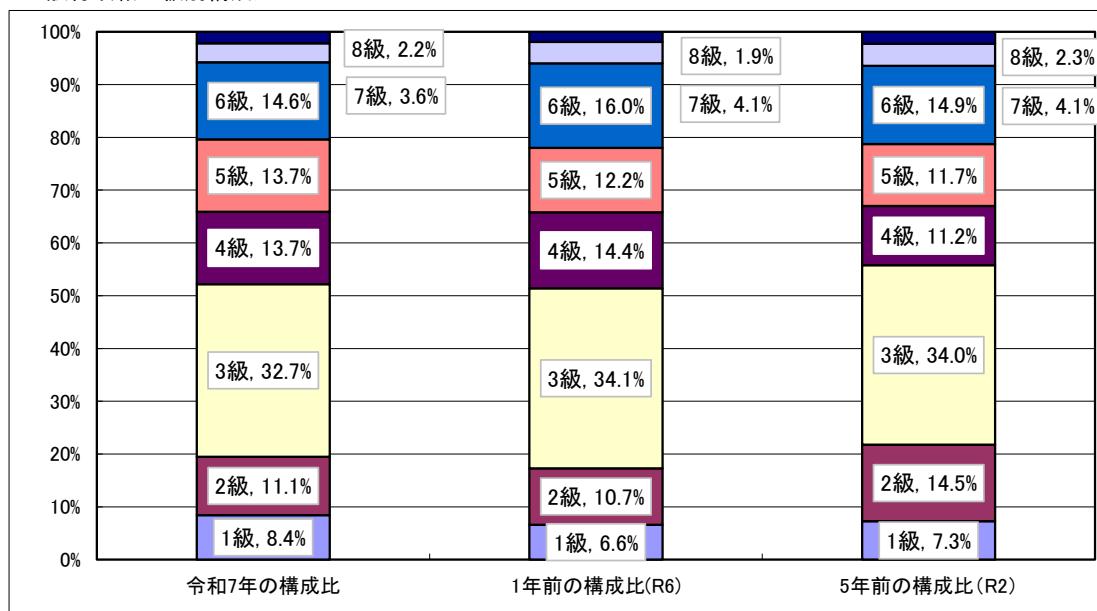
(令和7年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	前年	増減
8級	部長	13人	2.2%	11人	2人
7級	次長	22人	3.6%	24人	△2人
6級	課長	88人	14.6%	94人	△6人
5級	係長 主査	83人	13.7%	72人	11人
4級	係長 主査	83人	13.7%	85人	△2人
3級	副主査 主任主事 主任技師	198人	32.7%	201人	△3人
2級	主事 技師	67人	11.1%	63人	4人
1級	主事補 技師補	51人	8.4%	39人	12人
合 計		605人	100.0%	589人	16人

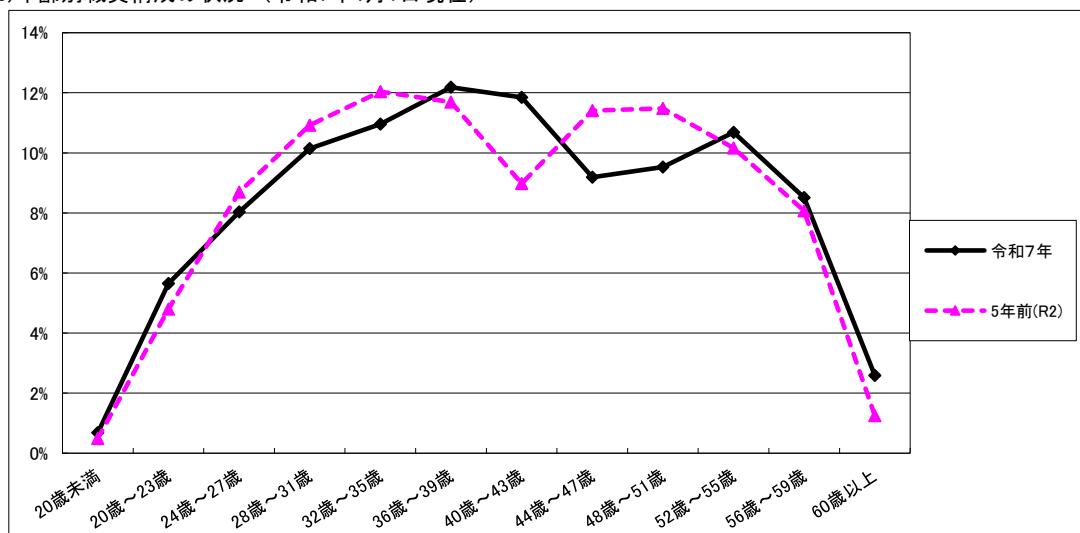
- (注)   
・習志野市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数  
・標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務

一般行政職の級別構成比

(各年4月1日現在)



(5)年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



(5)年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	10	83	118	149	161	179	174	135	140	157	125	38	1,469

(注)教育長を除く。

(6)定員管理計画の状況

令和6年4月1日 職員数	令和7年4月1日 職員数
1,465人	1,469人

2. 職員の人事評価の状況

(令和6年度)

区分	内容
評定期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
評定対象者	特別職を除く全職員
評定項目	能力評価、業績評価

3. 職員の給与の状況

※別途「習志野市の給与・定員管理等について」においても公表します。(3月末公表予定)

①職員給与費の状況(公営企業等会計を含む全会計決算のうち正規職員に係る給与費)

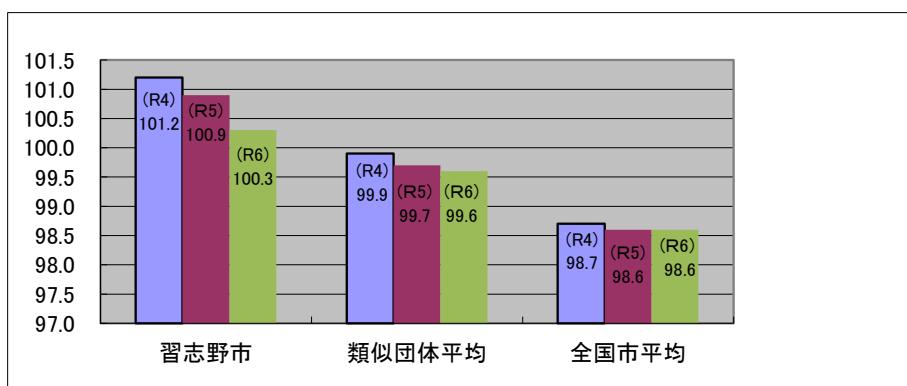
区分	職員数(A)	給与費				1人当たり 給与費(B/A)	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
令和6年度	正規職員	1,465人	5,588,494千円	1,947,882千円	2,466,510千円	10,002,886千円	6,833千円
	フルタイム会計年度任用職員	172人	464,337千円	85,311千円	203,184千円	752,832千円	4,377千円
	合計	1,637人	6,052,831千円	2,033,193千円	2,669,694千円	10,755,718千円	6,574千円
令和5年度	正規職員	1,439人	5,335,333千円	1,858,242千円	2,392,615千円	9,586,190千円	6,662千円
	フルタイム会計年度任用職員	187人	453,792千円	84,330千円	103,593千円	641,715千円	3,432千円
	合計	1,626人	5,789,125千円	1,942,572千円	2,496,208千円	10,227,905千円	6,290千円

(注)・職員数及び給与費は、派遣職員、再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、パートタイム会計年度任用職員を除く。(会計年度任用職員制度は令和2年度より開始)

・職員数は、各年度4月1日現在の人数

・「職員手当」とは、扶養手当・通勤手当・住居手当等の各種手当(退職手当及び児童手当を除く)をいう。

②ラスパイレス指数の状況



(注)・ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指標です。

・類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

③職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

・一般行政職

(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
習志野市	41歳4か月	331,762円	463,418円	403,861円
国	41歳10か月	332,237円	414,480円	—

(注)・「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均

- ・「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているもの。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため、国家公務員と同じベースで再計算したもの

・技能労務職

(令和7年4月1日現在)

区分	公務員			
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)
習志野市	56.6歳	44人	340,611円	412,950円
うち清掃職員	54.8歳	16人	354,675円	449,910円
うち給食調理員	57.6歳	8人	335,188円	387,706円
うち用務員	58.7歳	7人	310,900円	360,772円
うち自動車運転手	57.5歳	2人	381,800円	496,728円
国	51.3歳	1703人	294,567円	337,907円

区分	民間			参考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
習志野市	—	—	—	—
うち清掃職員	廃棄物処理業従業員	47.7歳	314.9千円	1.43
うち給食調理員	飲食物調理従事者	45.2歳	264.7千円	1.46
うち用務員	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1歳	244.8千円	1.47
うち自動車運転手	乗用自動車運転者(タクシー運転者を除く)	57.4歳	243.4千円	2.04

・民間データは、厚生労働省が公表する賃金構造基本統計調査のデータを使用(令和3年度～令和5年度の3ヵ年平均)

・技能労務職の職種と民間の類似職種の比較では、本市が正規職員のみを対象としているのに対し、民間データは短期雇用のアルバイトや派遣職員等も含んでおり、経験年数、平均年齢、業務内容、雇用形態等が一致していないため、単純に比較することはできない。

・教育職

(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
習志野市	39.3	330,096円	419,948円	396,437円

④職員の初任給の状況

(令和7年4月1日現在)

区分	習志野市	千葉県	国
一般行政職	大学卒	225,600 円	225,600 円
	高校卒	194,500 円	194,500 円
技能労務職	高校卒	191,300 円	191,300 円
高校教育職	大学卒	249,000 円	249,000 円

⑤職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(令和7年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
全職員	大学卒	291,423 円	316,770 円
	高校卒	258,550 円	286,256 円
一般行政職	大学卒	286,058 円	308,737 円
	高校卒	257,400 円	286,533 円
技能労務職	— (※) 円	— (※) 円	— (※) 円
高校教育職	大学卒	346,632 円	373,516 円
			386,776 円

(※)該当する職員が0名又は1名のため表示しておりません。

⑥職員手当の状況

(1)期末・勤勉手当

習志野市	千葉県	国
<b>【令和7年度支給割合】</b> 期末手当 勤勉手当 6月期 1.25月分 1.05月分 (0.7月分) (0.5月分) 12月期 1.25月分 1.05月分 (0.7月分) (0.5月分) 計 2.5月分 2.1月分 (1.4月分) (1.0月分)	<b>【令和7年度支給割合】</b> 本市と同様	<b>【令和7年度支給割合】</b> 本市と同様
<b>【加算措置の状況】</b> 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	<b>【加算措置の状況】</b> 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	<b>【加算措置の状況】</b> 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2)退職手当

(令和7年4月1日現在)

区分	習志野市	国
退職手当	(支給率) 自己都合 勤続・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分  その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～30%加算)  1人当たりの平均支給額(令和6年度決算) 自己都合 1,230 千円 定 年 21,997 千円 (60歳到達)	(支給率) 自己都合 勤続・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分  その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3)地域手当

地域手当	支給対象地域	支給割合	支給対象職員	支給実績 (令和6年度決算)	支給対象職員1人 当たりの平均支給年額 (令和6年度決算)
令和6年4月1日 現在	全域	13% (国指定… 15%)	1,636 人	844,296 千円	515,758 円

## (4)特殊勤務手当

(令和7年4月1日現在)

令和6年度決算	支給実績	30,541 千円
	支給対象職員1人当たり平均支給年額(※)	81,560 円
	職員全体に占める手当支給職員の割合	28.9 %
手 当 の 種 類 (手当数)	24	
手当の名称	支給対象業務	左記職員に対する支給単価
災害出動手当	災害発生に係る措置及び復旧作業	1日につき 1,700円 ※企業局職員においては1回につき1,000円又は1,700円
消防業務手当	救急業務及び火災現場における消火作業等	1回につき 200~510円
薬剤散布作業手当	薬剤の散布作業	1日につき 250円
路上作業手当	道路の舗装及び補修作業	1日につき 200円
葬祭事業手当	葬祭業務	1件につき 450円
行旅死病人取扱手当	行旅死亡人及び行旅病人の処理又は収容の作業	1件につき 1,000~3,000円
し尿処理作業手当	し尿の収集、運搬作業及びし尿処理施設(終末処理場を含む。)でし尿の処理作業	1日につき 500円
ごみ処理作業手当	ごみの収集、運搬、処理作業及びごみ処理作業	1日につき 400円
下水処理作業手当	下水の管渠及び側溝の清掃作業	1日につき 350~400円
犬、ねこ等死体処理作業手当	犬、ねこその他動物の死体の処理作業	1回につき 200円
ケースワーカー手当	ケースワーカーとしての業務	1月につき 3,500円
整理手当	市税及び税外収入の滞納分の徴収又は滞納処分	1日につき 170~300円
用地交渉手当	公共用地取得のために行う交渉及び補償交渉	1日につき 100~120円
防疫手当	感染症の防疫作業	1日につき 300円
防疫等作業手当	特定新型インフルエンザ等から市民等の生命及び健康を守るために緊急に行われた措置に係る作業	1日につき 1,500円~4,000円
施設管理者手当	法令又は条例、規則又は規程に定められた施設等の管理者	1月につき 1,500~2,000円 ※企業局職員においては1月につき1,500円~10,000円
教員特殊業務手当	教育職員が従事する非常災害時等の緊急業務	1日につき 1,800~8,000円
教育業務連絡指導手当	高等学校に勤務する職員が従事する教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言等	1日につき 200円
特殊作業手当	特殊作業機器の運転、操作及び掘削作業、バーボーリング作業	1日につき 400円
未納整理手当	ガス、水道の料金その他の収納金の未納分の徴収業務	1日につき 300円
供給停止手当	ガスの供給停止及び給水停止業務	1日につき 300円
交替勤務手当	交替勤務の第2直の勤務	1回につき 4,200円

## (5)時間外勤務手当

(企業局分合)

令和6年度 (決算)	支給実績	632,226 千円
	職員1人当たり平均支給年額(※)	508 千円
	支給実績職員1人当たり平均支給年額	574 千円
令和5年度 (決算)	支給実績	586,286 千円
	職員1人当たり平均支給年額(※)	472 千円
	支給実績職員1人当たり平均支給年額	527 千円

※職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、再任用短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当

(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度内容
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 (行政職7級以下) 3,000円 (行政職8級) 0円</li> <li>・子 11,500円</li> <li>・上記以外の扶養親族 (行政職7級以下) 6,500円 (行政職8級) 3,500円</li> <li>・16歳から22歳までの子等 1人につき 5,000円加算</li> </ul>	異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 (行政職7級以下) 3,000円 (行政職8級) 0円</li> <li>・子 11,500円</li> <li>・上記以外の扶養親族 (行政(一)7級以下) 6,500円 (行政(一)8級) 3,500円 (行政(一)9級以上) 0円</li> <li>・16歳から22歳までの子等 1人につき 5,000円加算</li> </ul>
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借家の場合 (家賃16,000円を超える場合に限る) 家賃の額に応じ28,000円を限度に支給</li> </ul>	同じ	
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電車、バスを利用する場合 交通機関が発行している最も長い通用期間の定期代相当額を全額支給</li> <li>・乗用車等を使用する場合 使用距離等に応じて 2,000円～38,400円を支給</li> </ul>	異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電車、バスを利用する場合 交通機関が発行している最も長い通用期間の定期代相当額を支給 (1月当たり限度額150,000円)</li> <li>・乗用車等を使用する場合 使用距離等に応じて 2,000円～31,600円を支給</li> </ul>
単身赴任手当	配偶者等の住居から勤務先までの距離が60km以上の場合 23,000円 職員の住居から配偶者等の住居までの距離に応じて 6,000～45,000円を加算	同じ	
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた場合 勤務1回につき4,200～7,200円を支給	同じ	
管理職手当	職制上の段階、職務の級等に応じて定額を支給	同じ	
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要により週休日又は休日に勤務した場合 勤務1回につき4,000～12,000円	異なる	管理職員が臨時又は緊急の必要により週休日又は休日に勤務した場合 勤務1回につき6,000～12,000円
義務教育等教員特別手当	教育職員に対して、職務の級・号に応じて2,000円～8,000円を支給		

## (7) 特別職等の報酬等の状況

(特別職等の給料または報酬は、審議会の答申を受けて条例で定められています。)

(令和7年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	市長 副市長	950,000円 810,000円		
報酬	議長 副議長 議員	540,000円 500,000円 480,000円		
期末手当	市長 副市長 議長 副議長 議員	6月期 2.3月分 12月期 2.3月分 計 4.6月分		
退職手当	市長 副市長	(算定方式) 給料月額 × 在職月数 × 45/100 給料月額 × 在職月数 × 25/100	(1期の手当額) 20,520,000円 9,720,000円	(支給時期) 任期毎 任期毎

#### 4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①職員の勤務時間(標準的なもの) (令和7年4月1日現在)

1週間あたりの勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時15分	12時から13時まで

②休暇・休業の状況(件数等は令和6年1月1日～令和6年12月31日)

(1) 正規職員

休暇の種類	内容等
年次休暇 (有給)	1の年につき20日間付与(前年に未使用日数がある場合は、最大20日を翌年に繰越。また、年の途中で採用された者は当該年の在職期間に応じ付与) 平均取得日数 14.4日
療養休暇 (有給)	職員が、負傷又は疾病のため療養する必要がある場合に、90日(120日)を超えない範囲内で療養のため勤務をしないことがやむを得ないと認められる期間、取得することができる。 承認件数 567件
特別休暇 (有給)	ボランティア休暇(5日)、結婚休暇(7日)、分娩のための休暇(分娩日の前8週・後9週)、配偶者の出産休暇(3日)、忌引休暇(最大10日)、夏季休暇(8日)、人間ドック受診のための休暇(2日)等
看護休暇 (無給)	職員が、配偶者等の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものを看護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、1の年につき180日を超えない期間、取得することができる。 承認件数 3件
組合休暇 (無給)	職員が、任命権者の承認を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合に、1の年につき30日を超えない範囲内で取得することができる。 承認件数 0件
育児休業 (無給)	職員が、3歳未満の子を養育するため、その子が3歳に達するまで、育児休業をすることができる。 承認件数 50件

(2) 第2号会計年度任用職員

休暇の種類	内容等
年次休暇 (有給)	任用時に原則10日間付与(再度の任用時に経験年数に応じ付与日数は増。前年に未使用日数がある場合は、最大20日を翌年に繰越。) 平均取得日数 15.4日
療養休暇 (無給)	職員が、負傷又は疾病のため療養する必要がある場合に、10日を超えない範囲内で療養のため勤務をしないことがやむを得ないと認められる期間、取得することができる。 承認件数 38件
特別休暇 (有給)	結婚休暇(5日)、分娩のための休暇(分娩日の前6週・後8週)、忌引休暇(最大10日)、夏季休暇(1～5日)等
看護休暇 (無給)	職員が、配偶者等の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものを看護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、1の年につき93日を超えない期間、取得することができる。 承認件数 1件
育児休業 (無給)	職員は原則その子が1歳に達するまで、養育するために育児休業をすることができる。 承認件数 3件

## 5. 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の状況

処分事由	降給	降任	休職	免職	合計
勤務成績がよくない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	31	0	31
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
合計	0	0	31	0	31

### (2) 懲戒処分の状況

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあったとき	0	2	0	0	0
合計	0	2	0	0	2

## 6. 職員の服務の状況

区分	主な内容
職務専念義務の免除	昇任等に係る選考試験受験 等
営利企業等の従事許可	衆議院議員総選挙 等

## 7. 職員の退職管理の状況

### ① 管理職員の退職後の再就職状況

区分	受講者数	研修内容	合計
公社等外郭団体	4		17

※ 営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前5年間の職務に属する事務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、またはしないように現職職員に働きかけることなどを禁止しています。また、管理監督の地位にあった元職員が、離職後2年間、営利企業等に再就職した場合は、離職した際の任命権者に再就職情報を届け出るよう義務付けています。

## 8. 職員の研修の状況

### (1) 職員研修の状況

#### ① 正規職員

研修区分	受講者数	研修内容
階層別研修	225	新規採用者、昇格者に対して各階層で必要とされる行政運営に関する研修
特別研修	1,018	政策形成基礎研修、女性職員のキャリアデザイン研修、業務改善研修等
派遣研修	154	千葉県自治研修センター、市町村職員中央研修所等

#### ② 第2号会計年度任用職員

研修区分	受講者数	研修内容
階層別研修	18	会計年度任用職員研修
特別研修	12	実務研修、手話研修、認知症サポートー養成講座、アンコンシャスバイアス研修

## 9. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)職員の健康診断の状況 (令和6年度)

①正規職員

区分	受診者数
定期健康診断	462
人間ドック	963

②第2号会計年度任用職員

区分	受診者数
定期健康診断	47
人間ドック	99

(2)公務災害補償の状況(令和6年度)

①正規職員

区分	認定件数
公務災害	8
通勤災害	4

②第2号会計年度任用職員

区分	認定件数
公務災害	2
通勤災害	1

## 10. 職員の競争試験及び選考の状況

令和6年度は、採用試験を5回実施しました。詳細については以下のとおりです。

①令和6年6月1日採用(事務職:障がい者対象第1回)

区分	受験申込者数(A)	第1次試験受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数(B)	採用者数	倍率(A/B)
事務職	高卒	3	2	0	0	—
合 計		3	2	0	0	—

②令和6年10月1日採用

区分	受験申込者数(A)	第1次試験受験者数	第1次試験合格者数	第2次試験合格者数	最終合格者数(B)	採用者数	倍率(A/B)
事務職(社会福祉)	大卒	0	0	0	0	0	—
土木技術職	大卒	3	3	2	0	0	—
	短大卒	0	0	0	0	0	—
	高卒	0	0	0	0	0	—
保健師	大卒	1	1	1	1	1	1.0
言語聴覚士	大卒	1	1	0	0	0	—
事務職(社会福祉) (民間企業等職務経験者)	—	0	0	0	0	0	—
保健師(民間企業等職務経験者)	—	0	0	0	0	0	—
言語聴覚士(民間企業等職務経験者)	—	0	0	0	0	0	—
合 計		5	5	3	1	1	5.0

③令和7年4月1日採用・第1回(全職種)

区分		受験申込者数(A)	第1次試験受験者数	第1次試験合格者数	第2次試験合格者数	最終合格者数(B)	採用者数	倍率(A/B)
事務職	大卒	317	253	95	24	14	5	22.6
	短大卒	101	89	20	5	1	1	101.0
	高卒	49	46	16	3	2	2	24.5
事務職(社会福祉)	大卒	3	3	3	3	3	3	1.0
保健師	大卒	5	3	2	2	2	1	2.5
土木技術職	大卒	9	9	1	1	1	1	9.0
	短大卒	2	0	0	0	0	0	—
	高卒	0	0	0	0	0	0	—
言語聴覚士	大卒	4	4	2	2	1	1	4.0
保育士・幼稚園教諭	大卒	23	22	18	12	6	3	3.8
	短大卒	11	11	4	2	1	1	11.0
消防職	大卒	31	18	4	2	2	2	15.5
	短大卒	77	47	21	10	4	0	19.3
	高卒	54	43	20	9	5	2	10.8
事務職(民間企業等職務経験者)	—	135	118	14	2	2	1	67.5
事務職(社会福祉)(民間企業等職務経験者)	—	7	7	1	1	1	1	7.0
保健師(民間企業等職務経験者)	—	2	1	1	1	1	1	2.0
土木技術職(ガス・水道)(民間企業等職務経験者)	—	7	5	1	1	0	0	—
言語聴覚士(民間企業等職務経験者)	—	4	3	0	0	0	0	—
保育士・幼稚園教諭(民間企業等職務経験者)	—	6	4	1	0	0	0	—
事務職(障がい者対象)	高卒	20	12	1	—	1	1	20.0
合計		867	698	225	80	47	26	18.4

※最終合格者には、補欠合格者を含む。

④令和7年4月1日採用・第2回(全職種)

区分		受験申込者数(A)	第1次試験受験者数	第1次試験合格者数	第2次試験合格者数	最終合格者数(B)	採用者数	倍率(A/B)
事務職	高卒	35	30	10	1	1	0	35.0
事務職(社会福祉)	大卒	3	2	1	1	0	0	—
事務職(心理)	大卒	4	3	1	0	0	0	—
保健師	大卒	5	4	2	2	1	1	5.0
土木技術職	大卒	6	5	2	1	1	1	6.0
	短大卒	0	0	0	0	0	0	—
	高卒	0	0	0	0	0	0	—
電気技術職	大卒	1	1	1	0	0	0	—
機械技術職	大卒	1	1	1	0	0	0	—
保育士・幼稚園教諭	大卒	2	1	1	1	1	1	2.0
	短大卒	5	5	3	1	1	1	5.0
事務職(社会福祉)(民間企業等職務経験者)	—	4	4	0	0	0	0	—
事務職(心理)(民間企業等職務経験者)	—	2	2	1	0	0	0	—
保健師(民間企業等職務経験者)	—	2	2	0	0	0	0	—
土木技術職(ガス・水道)(民間企業等職務経験者)	—	4	4	2	0	0	0	—
電気技術職(民間企業等職務経験者)	—	0	0	0	0	0	0	—
機械技術職(民間企業等職務経験者)	—	1	0	0	0	0	0	—
保育士・幼稚園教諭(民間企業等職務経験者)	—	6	6	4	0	0	0	—
合計		81	70	29	7	5	4	16.2

⑤令和7年4月1日採用・第3回(全職種)

区分		受験申込者数(A)	第1次試験受験者数	第1次試験合格者数	第2次試験合格者数	最終合格者数(B)	採用者数	倍率(A/B)
事務職	大卒	140	119	62	20	11	11	12.7
	短大卒	41	34	14	4	2	2	20.5
	高卒	14	11	8	4	2	1	7.0
事務職(心理)	大卒	4	4	3	2	2	1	2.0
土木技術職	大卒	5	4	2	1	0	0	—
	短大卒	0	0	0	0	0	0	—
	高卒	0	0	0	0	0	0	—
建築技術職	大卒	1	0	0	0	0	0	—
電気技術職	大卒	1	1	0	0	0	0	—
機械技術職	大卒	3	2	1	0	0	0	—
保健師	大卒	5	4	2	2	2	2	2.5
言語聴覚士	大卒	1	1	1	1	1	1	1.0
保育士・幼稚園教諭	大卒	0	0	0	0	0	0	—
	短大卒	1	1	0	0	0	0	—
事務職(心理) (民間企業等職務経験者)	—	2	2	1	0	0	0	—
土木技術職(ガス・水道) (民間企業等職務経験者)	—	7	4	2	2	2	2	3.5
建築技術職(民間企業等職務経験者)	—	0	0	0	0	0	0	—
電気技術職(民間企業等職務経験者)	—	1	0	0	0	0	0	—
機械技術職(民間企業等職務経験者)	—	2	1	0	0	0	0	—
保健師(民間企業等職務経験者)	—	3	3	1	1	0	0	—
言語聴覚士(民間企業等職務経験者)	—	0	0	0	0	0	0	—
保育士・幼稚園教諭 (民間企業等職務経験者)	—	3	2	2	0	0	0	—
合計		234	193	99	37	22	20	10.6

※最終合格者には、補欠合格者を含む。

11. 千葉県市町村公平委員会の業務の状況

(令和6年度)

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0
不利益処分に関する不服申立ての状況	0